

資 料 提 供	
平成 2 7 年 9 月 4 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (岩 崎)
電 話	0857-26-7043

平成 2 7 年 9 月 定例 県議会 付議案

- 議案第 1 号 平成 2 7 年度 鳥取県 一般会計 補正 予算
 議案第 2 号 同 鳥取県 営電気事業 会計 補正 予算
 議案第 3 号 同 鳥取県 営病院事業 会計 補正 予算

議案第 4 号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について (税務課)

地域再生法の一部が改正され、東京 23 区から地方への本社機能の移転等を支援する措置が講じられることに伴い、事業税及び不動産取得税の不均一課税に関する規定を設ける等、所要の改正を行うものである。

(概 要)

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従い特定業務施設 (本社機能を有する施設) を整備した事業者に対する事業税及び不動産取得税について、課税を軽減する措置を設ける。

[公布施行]

議案第 5 号 鳥取県附属機関条例の一部改正について (業務効率推進課、とっとり農業戦略課)

農業者等のニーズに対応し、高い成果を創出する普及指導活動とするため、普及指導計画に定められた成果目標の達成状況に加え、普及指導活動の体制等についても評価を実施することに伴い、知事の附属機関のうち、鳥取県東部農林事務所鳥取農業改良普及所普及指導活動評価検討会など 7 の機関を統合し、鳥取県農業改良普及所外部評価検討会を設置するものである。

[公布施行]

議案第 6 号 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (子ども発達支援課)

鳥取県立中部療育園で予防接種を行うことに伴い、予防接種に係る施設使用料について定めるものである。

[公布施行]

議案第 7 号 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について (農業大学校)

新規就農者の育成増加を図るため、就農のための無料の職業訓練を修了した者のうち独立自営を目指すものを対象として、受講料を徴収しない新たな研修を実施する規定を設ける等、所要の改正を行うものである。

[平成 27 年 11 月 1 日 施行]

議案第 8号 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について（企業局経営企画課）

水力を利用して電力を供給する発電施設として新たに若松川発電所及び横瀬川発電所を設けることに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
若松川発電所	150キロワット	卸売
横瀬川発電所	198キロワット	卸売

[規則で定める日から施行]

議案第 9号 工事請負契約（県庁第二庁舎外壁改修他工事）の締結について（総務課）

工 事 名：県庁第二庁舎外壁改修他工事

工 事 場 所：鳥取市東町一丁目

契約の相手方：県庁第二庁舎外壁改修他工事大和建設・田中工業・田中建設特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：768,960,000 円

工事完成期限：平成 29 年 2 月 28 日

議案第 10号 工事請負契約（（仮称）八橋警察署庁舎等新築工事（庁舎棟・建築））の締結について（警察本部会計課）

工 事 名：（仮称）八橋警察署庁舎等新築工事（庁舎棟・建築）

工 事 場 所：東伯郡琴浦町大字赤碕

契約の相手方：（仮称）八橋警察署庁舎等新築工事（庁舎棟・建築）井木組・高野組・クラエー特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：621,000,000 円

工事完成期限：平成 29 年 2 月 28 日

議案第 11号 工事請負契約（県立鳥取西高等学校整備事業（8工区）（建築））の締結について（教育環境課）

工 事 名：県立鳥取西高等学校整備事業（8工区）（建築）

工 事 場 所：鳥取市東町二丁目

契約の相手方：県立鳥取西高等学校整備事業（8工区）（建築）やまこう・藤原・千代田特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：999,000,000 円

工事完成期限：平成 28 年 12 月 15 日

**議案第12号 財産を無償で譲渡し、及び無償で貸し付けること（鳥取県営米子屋内プールの建物及び用地）
について（スポーツ課）**

相手方：米子市
譲渡財産及び貸付財産：行政財産
（無償譲渡）

名称	所在地	種類	数量
鳥取県営米子屋内プール	米子市皆生温泉三丁目18番3号	建物	2,102.09 m ² （プール棟）

（無償貸付）

名称	所在地	種類	数量
鳥取県営米子屋内プール	米子市皆生温泉三丁目18番3号	土地	21,054.70 m ² のうち14,325.98 m ²
		建物	2,903.91 m ² （管理棟、体育館及びその付随施設）

無償譲渡及び無償貸付理由：県と米子市が平成25年3月25日に締結した体育施設交換に関する協定に基づき、鳥取県営米子屋内プールのプール棟を米子市へ無償で譲渡するとともに、施設全体を一元的に管理するため、敷地、管理棟、体育館及びその付随施設を無償で貸し付けようとするものである。

議案第13号 関西広域連合規約の変更に関する協議について（広域連携課）

関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

- ・奈良県の加入に伴う関連条項の改正
- ・調理師法の改正に伴う引用条文の変更

議案第14号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営東山水泳場）について（スポーツ課）

鳥取県営東山水泳場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：一般財団法人鳥取県水泳連盟（指名）

指定の期間：平成27年11月1日から平成29年3月31日まで

議案第15号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立とっとり花回廊）について（生産振興課）

鳥取県立とっとり花回廊の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：一般財団法人鳥取県観光事業団（公募）

指定の期間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第16号 平成27年度鳥取県日野地区連携・共同協議会決算の認定について（日野振興局）

鳥取県日野地区連携・共同協議会規約第32条第2項の規定により、平成27年6月30日付けで廃止した鳥取県日野地区連携・共同協議会の平成27年度歳入歳出決算を別冊により議会の認定に付すものである。

議案第17号 平成26年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分

及び平成26年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第18号 平成26年度鳥取県営病院事業会計資本剰余金の処分
及び平成26年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

報 告 事 項

報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成27年6月27日専決) (人権教育課)

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(2) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成27年6月27日専決) (人権教育課)

和解の相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金、延滞金及び督促申立費用等 893,218 円について、平成 27 年 7 月から全額返還するまで毎月 15,000 円ずつ県に支払うこと。

(3) 天神川流域下水道条例の一部改正について(平成27年7月8日専決)(水・大気環境課)

下水道法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[水防法等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(4) 鳥取県附属機関条例の一部改正について(平成27年8月7日専決)(業務効率推進課等)

医療法及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正に伴い、条例中引用しているこれらの法律の条項及び用語の改正を行うものである。

[平成 27 年 10 月 1 日施行]

(5) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正について(平成27年8月7日専決)(福利厚生課、人事企画課)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- ・ 職員の再任用に関する条例

[平成 27 年 10 月 1 日施行]

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年8月7日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 53,038 円(県過失 10 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 4 月 14 日、八橋警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、右折車線を進行する際、左側の注意を怠ったため、左側車線で停止していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 27 年 8 月 7 日専決) (警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 155,000 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 6 月 3 日、警察本部交通部交通機動隊の職員が、公務のため小型特種二輪車 (白バイ) を運転中、和解の相手方所有の軽乗用自動車を停止させようとしたところ、不注意により、同車両に追突し、同車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 27 年 8 月 11 日専決) (県土総務課)

和解の相手方：甲 横浜市 個人

乙 横浜市 個人

和解の要旨：県は、和解の相手方が損害賠償請求権を放棄したため、損害賠償金を支払わない。
(県過失 3 割)

事故の概要：平成 27 年 5 月 1 日、中部総合事務所の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、交差点を直進する際、右方道路から右折進入してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(9) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成 27 年 8 月 11 日専決)
(人権教育課)**

相手方：借受者 1 名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

**(10) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成 27 年 8 月 19 日専決)
(住まいまちづくり課)**

相手方：県営住宅上粟島団地 入居者 1 名 保証人 1 名

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

**(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 27 年 8 月 19 日専決)
(住まいまちづくり課)**

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 42,228 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 7 月 17 日、県が県営住宅外江団地内に設置している当該県営住宅駐車場利用者等に対する注意看板が、強風により固定部分の一部を残して外れ、和解の相手方が所有する軽乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年8月24日専決)

(緑豊かな自然課)

和解の相手方：甲 岩美町 個人
乙 岩美町 個人
丙 島根県松江市 企業

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 782,320 円を甲に、331,750 円を乙に、175,000 円を丙に、それぞれ支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金 316,146 円を乙に支払うものとする。(県過失 10 割)

事故の概要：平成 27 年 2 月 9 日、緑豊かな自然課の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、路面の積雪によりスリップして、和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。

また、双方の車両が衝突したはずみで、和解の相手方乙所有の積荷が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年8月24日専決)(県土総務課)

和解の相手方：南部町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 91,851 円(県過失 9 割 5 分)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 6 月 18 日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、左側から歩道上を進行してきた和解の相手方の子が乗車する自転車に接触し、同車両が破損したものである。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年9月1日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 11,653 円(県過失 1 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 3 月 16 日、浜村警察署の職員が、公務のため小型特種自動車(パトカー)を運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年9月1日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 39,960 円(県過失 10 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 5 月 23 日、境港警察署の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、駐車場に進入しようとした際、左側の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置する塀に接触し、同塀を破損させたものである。

(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年9月1日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 173,997 円(県過失 10 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 6 月 29 日、鳥取警察署の職員が、公務のため自動二輪車を運転中、前方の注意を怠ったため、歩道の手前で停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

報告第 2 号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について(教育・学術振興課)

地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学の平成 26 年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 3号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について（産業振興課）

地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成 26 年度における業務の実績に関する評価について報告する。

**報告第 4号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標に係る事業報告書
及び業務の実績に関する評価について（産業振興課）**

地方独立行政法人法第 29 条第 2 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの第 2 期中期目標に係る事業報告書について報告するとともに、同法第 30 条第 3 項において準用する同法第 28 条第 5 項の規定に基づき、第 2 期中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果について報告する。

報告第 5号 法人の経営状況について

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター ほか 32 法人

報告第 6号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター ほか 32 法人

報告第 7号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 15 件